

## 伊勢原市自治会連合会規約

(名称)

第1条 本会は伊勢原市自治会連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は伊勢原市役所内におく。

(目的)

第3条 本会は伊勢原市内の自治会長が相互に連絡協調を保ち、市民福祉の増進、地域社会の向上をはかることを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、伊勢原市内の自治会長をもって組織する。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各自治会及び各地区自治会の運営活動に対し協力援助すること。
- (2) 市の行政事務等に協力し、市政の円滑な推進をはかること。
- (3) 自治会連合会の運営活動に関する研修を行うこと。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項を行うこと。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 会 計 2人
- (4) 理 事 (正・副会長、会計及び監事を含む) 14人
- (5) 監 事 2人

2 会長、副会長、会計及び監事は理事の互選により選出する。

3 理事は、伊勢原北、伊勢原南、大山、高部屋、比々多、成瀬、大田の各地区自治会ごとに2人の代表者を選出し、これをもってあてる。

4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が就任するまで在任するものとする。

5 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理する。

3 会計は本会の会計を処理する。

4 理事は理事会を組織し、本会の重要事項を審議する。

5 監事は本会の会計を監査する。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、住民自治担当課内におく。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、臨時総会及び理事会とする。

2 総会は年1回、臨時総会及び理事会は必要に応じ会長が招集する。

3 総会及び臨時総会の議長は出席者のうちから選出し、理事会の議長は会長をもってあてる。

(総会)

第10条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、議事はその過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会は次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画並びに予算に関すること。

(2) 事業報告並びに決算に関すること。

(3) 規約に関すること。

(4) その他会長が必要と認めること。

(理事会)

第11条 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議事はその過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会は次の事項を審議する。

(1) 事業計画に定められた事業等の実施運営に関すること。

(2) 総会に付議する事項。

(3) 総会の議決を要する事項で、会長が総会を招集することが困難であると認められた事項。

3 前項第3号により処理した事項については、次の総会に報告するものとする。

(経費)

第12条 本会の経費は、補助金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(委任規定)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

附 則 (昭和51年6月1日)

1. この規約は、議決の日から施行し昭和51年4月1日から適用する。

2. 伊勢原市広報委員会会則(昭和35年4月1日)並びに伊勢原市区長会会則(昭和34年3月20日)は廃止する。

3. 第6条の規定による現役員の任期は昭和52年3月31日までとする。

附 則（昭和52年5月23日）  
この規約は、議決の日から施行する。

附 則（昭和55年5月26日）  
この規約は、議決の日から施行する。

附 則（昭和59年5月17日）  
この規約は、議決の日から施行する。

附 則（昭和60年5月17日）  
この規約は、議決の日から施行する。

附 則（昭和61年5月13日）  
この規約は、議決の日から施行する。

附 則（昭和62年5月15日）  
この規約は、議決の日から施行する。

附 則  
この規約は、平成27年4月1日から施行する。